

変わりました！

介護保険制度

介護が必要な方を、家族だけでなく社会全体で支える仕組みとして創設された介護保険制度は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築や医療と介護の連携に向けた取組などを進めています。

4月から

介護保険料の判定基準が変わりました

介護保険事業計画は3年ごとに見直しされ、平成30年度から新たな事業計画(第7期)が始まりました。

高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者数と介護給付費は年々増加していますが、当町の介護保険料は前計画期間と同額です。

なお、所得段階の判定基準や合計所得金額の控除の扱いなどが、一部変更となりました。

介護保険料は基準額をもとに決められます

基準額とは、各所得段階によって介護保険料を決める基準となる金額のことです。保険料は本人と世帯の課税状況や所得に応じて段階的に決められています。

$$\text{基準額 (年額)} = \text{町で介護保険の給付に係る費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 (23\%)} \div \text{町の65歳以上の人数}$$

■町の介護保険料(平成30年度～)

所得段階	保険料割合	判定基準	年額保険料
第1段階	基準額×0.45 (0.5)	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者 世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	25,300円 (28,200円)
第2段階	基準額×0.75	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	42,300円
第3段階	基準額×0.75	世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の方	42,300円
第4段階	基準額×0.9	世帯に課税者がおり本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	50,700円
第5段階	基準額	世帯に課税者がおり本人は非課税	56,400円
第6段階	基準額×1.2	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	67,600円
第7段階	基準額×1.3	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	73,300円
第8段階	基準額×1.5	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円未満の方	84,600円
第9段階	基準額×1.7	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万円未満の方	95,800円
第10段階	基準額×1.8	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円未満の方	101,500円
第11段階	基準額×1.9	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	107,100円

※第1段階の()内は軽減前の保険料の負担割合と金額です。

問 福祉課介護班
☎ (84) 1257